

平成 21 年度 第 13 回 税制調査会

日時：平成 21 年 11 月 26 日（木）午後 5 時 30 分～7 時
場所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

1. 開会

5 : 3 0

2. 厚生労働省の要望項目

5 : 3 0 ~ 6 : 1 0

3. 金融庁の要望項目

6 : 1 0 ~ 6 : 5 0

4. 防衛省の要望項目

6 : 5 0 ~ 7 : 0 0

5. 閉会

7 : 0 0

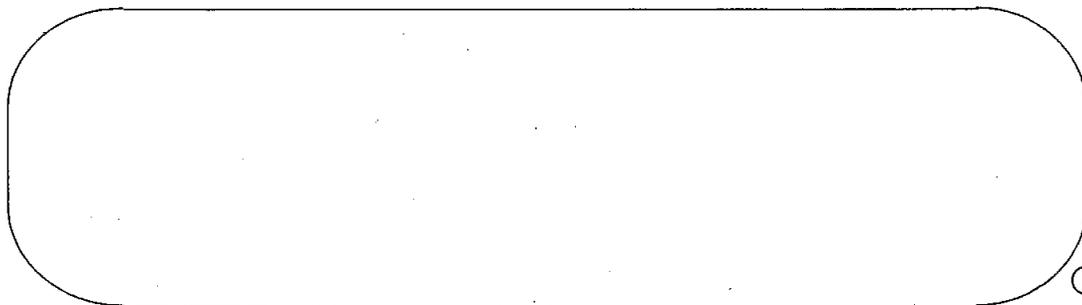
第13回 税制調査会

平成21年11月26日(木) 17時30分～
於：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室(11階)

階 総務大臣政務官 ○
大串 財務大臣政務官 ○
内藤 総務副大臣 ○
峰崎 財務副大臣 ○
渡辺 総務副大臣 ○
古本 財務大臣政務官 ○
小川 総務大臣政務官 ○
阿部 社会民主党政策審議会長 ○
下地 国民新党政務調査会長 ○

記者傍聴席

速記



○ 主税局長
○ 自治税務局長
○ 内閣府総括審議官

大谷 環境大臣政務官 ○
近藤 経済産業大臣政務官 ○
武正 外務副大臣 ○
大島 内閣府副大臣 ○
長浜 厚生労働副大臣 ○
大塚 内閣府副大臣 ○
榛葉 防衛副大臣 ○
加藤 法務副大臣 ○
中川 文部科学副大臣 ○
山田 農林水産副大臣 ○
藤本 国土交通大臣政務官 ○

入口



記号の説明

○要望項目

- A：認める。(法案の提出等を前提とするものを含む)
- B：要望内容(要件等)の見直しが適切に出来れば、認められる。
- C：要望内容の抜本の見直しができなければ、認められない。
- D：認められない。
- E：要望内容や要望の前提となる制度等が未確定であるもの。
- F：要望府省が、要望を取り下げたもの。
- G：23年度以降の検討課題とするもの。
- P：判断を保留するもの。
- ：「主要事項」の中で取り上げるもの等。

○見直し項目

- X：廃止・縮減案をそのまま受け入れる。
- Y：廃止・縮減案の内容について、更なる見直しが必要。
- Z：他府省との調整が必要。

平成22年度税制改正要望項目一覧

厚生労働省

- E 1 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、国税徴収法〕

- E 2 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、国税徴収法〕

- E 3 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、国税徴収法〕

- E 4 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法〕

- 5 たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税〕

- B 6 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充
〔所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、地価税、国税徴収法〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- D 7 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕

- D 8 ※情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充〔所得税、法人税〕

- C 9 ※中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

- D 10 ※病院等の耐震改修促進税制の延長〔所得税、法人税〕

- A 11 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要
な非課税措置の創設等〔法人税、登録免許税、所得税、印紙税、地価税、消費税〕

- D 12 社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討〔消費税〕

- 13 ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）〔法人税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 一 14 ※国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税〕

- B 15 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税〕

- D 16 ※試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕

- C 17 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税〕

- A 18 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税〕

- C 19 ※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕

- C 20 船員保険制度の見直しに伴う所要の非課税措置の創設〔印紙税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- E 21 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔所得税、法人税〕
- E 22 独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設
〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税〕
- A 23 ※確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税〕
- C 24 ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充〔所得税、法人税〕
- D 25 ※病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の拡充〔所得税、法人税〕
- C 26 ※パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存租税特別措置の見直し項目一覧

厚生労働省

Y 1 ※勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長〔所得税〕

Y 2 ※情報基盤強化税制〔所得税、法人税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【厚生労働省】

- E 1 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設
〔個人住民税、（徴収規定）〕

- E 2 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設 〔個人住民税、（徴収規定）〕

- 3 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に
必要な非課税措置の創設等
- B (1) 法人住民税、不動産取得税、固定資産税等
- A (2) 法人事業税、住民税（利子割）

- 4 たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ
〔地方たばこ税〕

- D 5 老人福祉施設等に係る非課税措置の創設
〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

- 6 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕
- A ①課税限度額の引き上げ
- E ②減額基準割合の緩和
- E ③非自発的失業者の税負担の軽減

注）※は複数の府省庁による共管項目である。

- E 7 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔法人住民税、事業税〕
- 8 独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設
〔法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕
- E ① (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所の統合
- E ② (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構の統合
- E ③ (独) 雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務の移管
- E ④ (独) 国立病院機構の役職員の非公務員化
- A 9 ※確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等
〔個人住民税、法人住民税、事業税〕
- 10 ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(タックスヘイブン税制) 〔法人住民税、事業税〕
- 11 ※国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)
〔法人住民税、事業税〕
- E 12 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充
〔個人住民税、(徴収規定)〕
- E 13 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置
〔個人住民税、(徴収規定)〕
- 14 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充
- A (1) 不動産取得税、固定資産税、事業所税、(徴収規定)
- B (2) 個人住民税、法人住民税、事業税

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 15 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充
- A (1) 固定資産税、不動産取得税、事業所税
 - B (2) 法人住民税、事業税
- A 16 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入 [個人住民税、法人住民税、事業税]
- D 17 ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充 [固定資産税]
- D 18 ※病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長及び拡充 [固定資産税]
- D 19 ※情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充 [法人住民税]
- C 20 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 [不動産取得税]
- C 21 ※中小企業投資促進税制の適用期限の延長 [法人住民税、事業税]
- C 22 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 [法人住民税、事業税]

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- D 23 と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税〕

- C 24 ※住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長
〔固定資産税〕

- C 25 ※新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長
〔固定資産税〕

- D 26 ※公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税〕

- C 27 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

- C 28 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続
〔事業税〕

- C 29 パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置
〔個人住民税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【厚生労働省】

- Y 1 ※勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的
利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長
〔個人住民税〕

- ~~Y 2 ※情報基盤強化税制~~〔法人住民税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。